

## 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を 求める意見書

建設業は、日本の全産業就業人口の約10%に当たる600万人余の就業者を擁する基幹産業として、経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献しています。

しかし、建設業における元請と下請という重層的な関係のもとで、建設労働者の賃金体系は不安定である上、建設業を取り巻く市場の大きな構造変化の中で、施工単価や労務費の引き下げが行われ、現場で働く建設労働者の生活に大きな影響を及ぼしています。

また、国においても、平成12年11月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定され、「建設労働者の賃金・労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」という付帯決議が参議院で採択されています。

よって国におかれては、公共工事における安全や品質確保を保証するとともに、建設労働者の適正な労働条件を確保するため、下記の事項について実施されるよう強く要請します。

### 記

- 1 雇用の安定や技能労働者の育成を図るため、「公共工事における賃金確保法」（仮称）の制定を検討すること。
- 2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の付帯決議に関して実効ある施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月22日

上田市議会議長 土 屋 陽 一